

指定居宅介護支援事業重要事項説明

1 指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域等

法人名	医療法人社団門の内会
事業所名	ケアプランセンターコスモス
所在地	西条市周布 338
電話	(0898) 64-7123
FAX	(0898) 64-6161
介護保険事業所番号	3871200014
サービスを提供する地域	西条市（主に旧東予市・丹原町・小松町）

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

	資格	勤務形態
管理者 主任介護支援専門員	介護福祉士	1名（常勤・兼務）
主任介護支援専門員	社会福祉士	1名（常勤・専従）
介護支援専門員	看護師	2名（常勤・専従）

(3) 営業時間

平日	8時30分～17時
----	-----------

* 土日祝祭日および盆休み（8月16日）、年末年始（12月31日より1月3日まで）は休業します。ただし緊急の場合は、上記事業所までご連絡いただければ携帯電話に転送され、24時間職員に連絡がとれる体制になっております。

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者が要介護状態になられた場合でも、できる限り居宅で、その人の有する能力に応じた、自立した日常生活が送れるよう適正な居宅介護支援を行います。

(2) 運営方針

- 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者の中から利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。
- 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場で、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に支援を行っていることを文書で提示します。

- 市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を図り、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供に努めます。
- 地域包括支援センターからの紹介による支援困難事例についても居宅介護支援を提供し、必要な際は地域ケア会議等により地域包括支援センター及び関係機関との連携を図ります。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービスの利用開始

お電話または来所でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) 主な内容

- ① 情報提供と相談
- ② 要介護認定の申請・更新の代行
- ③ 居宅サービス計画の作成の支援（課題分析、サービス担当者会議等）
- ④ 経過観察、再評価、事業者との連絡調整
- ⑤ サービス利用票、提供票、給付管理票等の作成、管理
- ⑥ 市町村、地域包括支援センターとの連携
- ⑦ 入退院時における医療機関との連携

※サービスの利用にあたって、利用者の要介護状態の軽減、悪化防止になるよう、適切にサービスを提供します。そのため利用者の了解を得て、主治医等に意見をお尋ねしたり、必要に応じて診察に同席させていただくことがあります。また、入院になった際は医療機関に対して担当介護支援専門員の氏名と連絡先をお伝えください。

※利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

※サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明いたします。もし、わからないことがあれば、いつでも担当介護支援専門員に遠慮なくご質問ください。

(3) サービス利用のために

介護支援専門員の変更	変更を希望される方はおっしゃってください。
課題分析の方法	厚生労働省の定める「課題分析標準項目」に準じたアセスメント方式他、利用者に応じたアセスメント方式を使用いたします。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援(総合事業含む)認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき介護保険法で定められた料金を要介護区分に応じて頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

